

教育・保育の「量の見込み」「確保方策」の補足について

1. 認定区分について

- 新たな制度では、給付対象施設を利用する場合には、あらかじめ市町村から支給認定を受ける必要があります。認定区分は、年齢や保育の必要性によって、3区分に分けられています。

- ・**1号認定(教育標準時間認定)**:
満3歳以上の学校教育のみ(保育の必要性なし)(従来幼稚園に通っている方を想定)
- ・**2号認定(満3歳以上・保育認定)**:
満3歳以上で保育の必要性有りの認定
- ・**3号認定(満3歳未満・保育認定)**:
満3歳未満で保育の必要性有りの認定

保育を必要とする方
(従来保育所(園)に通っている方を想定)

- 各認定区分に対応可能な施設類型は、下記のとおりです。

主な施設類型	満3歳以上		満3歳未満
	1号認定	2号認定	3号認定
幼稚園	○	—(※1)	—
保育所(園)	—(※1)	○	○

(※1)：市町村が必要と認める場合には、特例施設型給付等により、例外的に利用することも可能。

2. 資料1(P16~18)の教育・保育の「量の見込み」「確保方策」の留意点

ニーズ調査の回答で、共働き等の家庭で2号認定に該当する家庭が実際に幼稚園を利用している割合を算出して、「量の見込み」を出しています。この「量の見込み」と1号認定の「量の見込み」とを合わせたものに対して、「確保方策」では幼稚園の提供体制を記載しています。

		27年度				
		1号認定	2号認定		3号認定	
			左記以外	0歳児	1・2歳児	
①量の見込み(人)		1,825	281	1,677	179	803
確保方策	②特定教育・保育施設(定員(人))		750	1,723	183	879
	③新制度の枠組みに入らない幼稚園(定員(人))		1,490			
	(②+③)-①		133	46	4	76

幼児期の学校教育の利用希望が強い(※)